

管外保育所等利用申出書

児童名：

生年月日：平・令 年 月 日

◇利用希望先市区町村名

都・道・府・県

市・区・町・村(区)

◇第一希望保育施設等名

◇希望理由

「転出を予定しているため」「里帰り出産をするため」「勤務先が近いため」「通勤経路内にあるため」「自宅から近いため」「継続して在園を希望するため」など船橋市外の保育施設を希望する理由を具体的に記入してください。

※里帰り出産の場合は、里帰り先の住所を記入してください。

(里帰り先住所：)

◇来年度4月以降も継続して利用を希望(する ・ しない)

来年度も継続して利用を希望する方は「する」を選択してください。市外保育施設への利用申込みは今年度内有効となりますので、継続して利用を希望されるかのご意思確認及び要件確認のため調査を行うことがあります。ご協力をお願いいたします。

◇船橋市の保育施設に在園(している ・ していない)

①在園保育施設名をご記入ください。 ↓ : _____ 園

②市外の希望保育施設を利用できなかった場合についてお答えください。

現在通っている保育施設に継続して在園を希望(する ・ しない)

「希望しない場合」のお子様の保育状況をご記入ください。

(例) 祖父母等に預ける、認可外保育施設を利用する など

※市外保育施設の利用が決定した場合、利用開始月の前月末で船橋市保育施設は退園となります。

(例 : 市外保育施設に8月入所 ⇒ 船橋市保育施設は7月末退園)

裏面も記入をお願いいたします

◇船橋市の保育施設に利用申込みを（ している ・ していない ）

①利用希望月をご記入ください。： 令和  年 _____ 月利用から希望している。

②優先順位及び申込の取り扱いについて、以下から1つ選択し☑してください。

いずれかの保育施設に利用内定した場合には、再度確認いたします。現時点での予定でご記入ください。

船橋市保育施設の内定を優先する

例) 船橋市保育施設のみ内定の場合 ⇒ 市外保育施設利用申込は取り下げ

船橋市と市外保育施設に同時に内定の場合 ⇒ 市外保育施設内定はキャンセル

市外保育施設の内定を優先する

例) 市外保育施設のみ内定の場合 ⇒ 船橋市保育施設利用申込は取り下げ

船橋市と市外保育施設に同時に内定の場合 ⇒ 船橋市保育施設内定はキャンセル

利用内定先によっては、検討する

船橋市内・市外保育施設混合での希望順位をご記入ください。

第1希望 _____ 園

第2希望 _____ 園

第3希望 _____ 園

第4希望 _____ 園

第5希望 _____ 園

市外への申請用

管外入所申請チェックシート

児童名 _____ 生年月日 平・令 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第一希望保育施設名 _____

全世帯共通	
1	<p>必要書類や締切について、申請先の自治体へ直接ご確認ください。申請先自治体の締切日のおおむね10日前までに本市に申請してください（郵送の場合は10日前までに本市必着）。申込み締切日直前のご提出ですと、申請先市区町村への郵送が間に合わないことがありますので、余裕をもって船橋市保育認定課にご提出ください。</p> <p>※自治体によって必要書類が異なる可能性があります。申請先の自治体で必要な書類が不足していた場合は、書類不備で利用調整を行ってもらえない可能性があります。 ※ほとんどの市町村において市民が優先的に利用できる制度を設けています。申込みに制限がかかる場合や、希望保育施設に空きがあっても市外在住者は利用できない可能性があります。</p>
	<p>↓こちらをご記入ください</p> <p>申請先自治体の締め切り： _____ 月 _____ 日</p>
2	<p>申請書の希望園の名称は、省略せずに正式名称で記入してください。また、希望園の中に児童の年齢や健康状態（アレルギー等）によって受け入れ不可能な園がないか、希望できる園数に収まっているかどうか等、申請先の自治体へご確認ください。</p> <p>※申請先の自治体で希望園が判別できない場合や、受け入れ不可能な園があった場合は、締切までに改めて申請書をお書き直しいただくことがあります。</p>
3	<p>マイナンバーが記載されているものについては、本市から申請先の自治体に提供することができません。</p> <p>※申込書にマイナンバーが記載されている場合、当該記載箇所を黒塗りして申請先自治体に送付します。 ※申請先自治体の指定で「マイナンバーカードの写し」や「マイナンバー確認のための専用書式」の提出が必要な場合であっても、本市からは申請先自治体へ送付することができません。申請先の自治体からマイナンバーの提供を求められた場合は、保護者様から直接申請先自治体へご提出ください。 ※保護者様から本市に一度提出いただいたマイナンバー確認書類は、原則として保護者様に対してもお返しすることができませんので、ご了承ください。</p>

兄弟同時にお申込みをする方	
1	<p>申請先の自治体が認める希望園の組合せとなっているかどうか、ご確認ください。</p> <p>※「兄弟同時に同園のみ希望」「兄弟同時なら別園でも可能」「一人ずつ入園でも可能」などの希望園の組合せが、申請先の自治体が認めるものとなっていない場合は、改めて申請書をお書き直しいただくことがあります。（特に、複雑な組合せを希望している場合はご注意ください）</p>

里帰り出産でのお申込みをする方	
1	<p>幼稚園に在園しており、「在園している幼稚園に籍を置いたまま里帰り先の保育所等の利用を希望する」場合、幼稚園の補助金に影響する可能性があるため、学務課に情報提供を行います。</p> <p>（幼稚園名： _____ ）</p>

転出予定でお申込みをする方	
1	<p>保育施設利用が内定した場合、利用月の前月末までに住民票の異動および利用内定先の自治体の保育施設利用担当課で利用手続きを行う必要があります。手続きが間に合わなかった場合、利用内定が取り消されることがありますのでご注意ください。</p>
2	<p>市外保育施設の利用が決定した場合、利用開始月の前月末で船橋市保育施設は退園となります。（例：市外保育施設に8月入所⇒船橋市保育施設は7月末退園）</p>

船橋市に転入後、継続して市外保育施設に在園を希望する方	
1	<p>・継続在園の可否を最終的に決定するのは、利用先自治体となります。結果によっては継続在園ができない場合がありますのでご注意ください。 ・船橋市の保育施設に転園を希望し決定した場合には、市外保育施設は退園となります。</p>

上記のことについて確認し、同意します。

署名： _____